

# 「札幌市中央卸売市場業務規程・同施行規則の一部改正（案）」

## に対する市民意見の概要と札幌市の考え方

札幌市では、令和元年（2019年）12月に公表した「札幌市中央卸売市場業務規程・同施行規則の一部改正（案）」に対する市民の皆様からのご意見などを参考に、条例改正案を取りまとめ、令和2年（2020年）2月18日に招集が予定される令和2年第1回定例市議会に提案することといたしました。

このたび、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をご報告いたします。なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

今後とも、皆様から寄せられた貴重なご意見を参考とし、市民の皆様へ生鮮食料品を安定的に供給するという卸売市場の公的役割を果たしてまいります。

令和2年（2020年）2月

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課

札幌市中央区北12条西20丁目2-1

電話 011-611-3111 FAX 011-611-3138

[www.sapporo-market.gr.jp](http://www.sapporo-market.gr.jp)

～

### 1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集期間

令和元年12月10日（火）から令和2年1月9日（木）【31日間】

#### (2) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、持参

#### (3) 意見募集した資料の配布・閲覧場所

- ・札幌市役所本庁舎（2階 市政刊行物コーナー）
- ・札幌市中央卸売市場管理課（札幌市中央区北11条西20丁目2-1水産棟4階）
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
- ・札幌市中央卸売市場ホームページ

市政等資料番号

02-H05-19-2652

## 2 パブリックコメントの内訳

- ・意見の提出者数 3名（団体：2団体、個人：1名）
- ・意見の件数 7件
- ・意見の内訳

分類	件数
1 改正の方向性について	1件
2 取引ルールについて	6件

## 3 市民意見の概要と札幌市の考え方

文中に出てくる以下の用語は、次のとおりです。

法	卸売市場法（昭和46年法律第35号）。単に法と記載がある場合は、平成30年6月の改正後のものを指します。
卸売業者	市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者
仲卸業者	市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者
売買参加者	市場において卸売業者から卸売を受ける者
買受人	売買参加者のほか、市場において販売を受ける者の総称

### (1) 改正の方向性について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P.2 条例等改正の方向性	中央市場を中心とした流通はここ20数年の間に大きく変化している。卸、仲卸、買受人の3者の関係も同じ形では今後益々厳しくなる。 3者共有の場を作り、市場流通の活性化を図るべきではないか。	今回の卸売市場法改正の対応において、卸売業者・仲卸業者・売買参加者等と本市が共同して法改正への対応を検討する委員会を設置し、十分な協議を重ねて参りました。また、取引関係者等で構成される「市場取引委員会」は法改正後も設置を継続する予定です。今後もこのような委員会等を活用し、市場関係事業者の皆さんとともに市場の活性化を進めて参ります。

(2) 取引ルールについて

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 5 (4) 売買取引の条件の公表	公表する方法、公表内容は明記されているが、公表するタイミングはいつになるのか。	卸売業者による売買取引の条件の公表は改正法でその公表が求められている事項になりますので、改正法施行時となる予定です。
2	P. 7 イ 事業報告書の作成等	「同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出があった場合」とあるが、「短期間」・「繰り返し」とは、どのくらいの範囲なのか、例外が適応されるのか等、規則の細目等を用意した方が良いのではないかと。	本規定は法施行規則第7条によるものですが、法で定める情報公開の義務付けの趣旨を勘案したうえで、運用等について検討させていただきます。
3	P. 7 (7) 売買取引の結果等の公表	公表する時期はいつになるのか。定期的に公表されるのか。「卸売業者は、売買取引が行われる日の卸売の結果等を公表」とあるが、開市日は毎日公表されるとの解釈でよいのか。	売買取引の結果等の公表については、取引を行ったその日に公表する予定です。
4	P. 8 ① 卸売業者の卸売の相手方の制限（第三者販売の原則禁止）	卸の第三者販売や商物分離取引については仲卸が配送業務等受け持ち、平常時からルートとして組み入れるべきである。大手小売、加工業務が買参人登録していない場合でも、卸・仲卸が共有して対応すべきであり認めるべきである。	今回の条例改正にあたっては、従来の仲卸業者をはじめ、卸売業者、買受人等の流通形態を堅持することとしており、今回の改正においても引き続き卸売業者と仲卸業者が互いに協力して事業展開ができるような規定にしております。
5	P. 9 ③ 卸売業者による市場外にある物品の卸売の禁止（商物一致の原則）	商物分離は当然のこととして認めるべきであり区域内に限定すべきではない。物流コスト、品質保持の観点からは、生産から消費までの短縮は積極的に推進すべきである。	市場の持つ価格形成機能や買受人への商品の供給を踏まえ、引き続き商物一致の原則を定めるものとしております。ただ、ご意見の通り、物流コストの削減や品質の向上も重要と考えることから、例外規定を新たに定めるものとしております。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
6	P.11 開場の期日及び 時間等	<p>日曜日及び水曜日の項目で「水曜日は原則として休市日となるが、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の休日等により週3日以上が休市日となる場合の水曜日は開場となることがある」は削除しても良いのではないかと、</p> <p>国民の祝日・休日と、多くの国民は、休日を取得できているが、市場関係者は、その週に祝日・休日が入ると、水曜日が「開場」となるのは、少々痛ましく感じる。</p> <p>市場関係者さんの方が、休んではいけないと思われているのかもしれないが、消費者側も、毎日、小売店やスーパーに行っている訳ではないので、市場のお休みに対応できると思う。「働き方改革」及び「休み方改革」と言われている中で、本規定は見直すべきではないかと。</p>	<p>市場における開場の期日については、条例で定める原則に基づき、市場関係事業者の皆様のご意見を伺いながら毎年定めているところです。開場日数も、2010年は274日でしたが、2020年は水産物部258日、青果部257日とこの10年で16日程度休市日を増やしており、今後も市場関係事業者の皆様のご意見や社会情勢等を勘案しながら定めて参ります。</p>